

「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」
契約結果

- 1 件名 関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託
- 2 委託内容 (1) 前提条件の整理及び事例調査
(2) ビジョンのたたき台資料作成
(3) 会議への出席
(4) 打合せ協議
(5) 成果品のとりまとめ
- 3 契約の相手方 株式会社水辺総研
- 4 契約金額 1,991,000円（税込）
- 5 契約日 令和6年9月13日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社水辺総研	720	1位

7 評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和6年8月21日（水）13時30分から14時05分
委員会開催場所	横浜市庁舎会議室
評価委員の出席状況	評価委員7名中7名出席
議事内容	・提案者へのヒアリングの実施 ・提案書及びヒアリングを踏まえた評価及び結果の確認
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

都市整備局臨海部活性化推進課

担当 落合、藤井

電話 045-671-4863

「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」
提案書評価基準

1 評価基準

評価基準は、表1のとおりとする。

表1 評価基準

評価項目 (配点)	評価の視点		評価					配点	評価	評価点 ※1
			A	B	C	D	E			
業務実績 (15点)	提案企業の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績 ※2		高度な実績がある		実績がある		実績がない	15		
業務実施体制 (15点)	予定人員の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績 ※2		十分確保されている		概ね確保されている		確保が十分でない	15		
業務実施方針等 (60点)	現状分析と課題認識	当該地区の歴史や地域特性、過去の水辺活用のとりくみ経緯、行政の計画等を理解しているか	大変優れている	優れている	標準的である	やや乏しい	乏しい	15		
		当該地区の課題認識が適切であるか	大変優れている	優れている	標準的である	やや乏しい	乏しい	15		
	将来の水辺活用の方向性	実現性、創造性、表現力（わかりやすさ、印象度）のある内容であるか	大変優れている	優れている	標準的である	やや乏しい	乏しい	30		
ヒアリング (30点)	取組意欲		強い意欲が認められる	意欲が認められる	標準的である	あまり意欲が認められない	意欲が認められない	15		
	理解度		大変優れている	優れている	標準的である	やや乏しい	乏しい	15		
ワーク・ライフ バランスに関する 取組等 (6点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ）				策定していない、または従業員101人以上	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ）				策定していない、または従業員101人以上	1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）、よこはまグッドバランス企業認定の取得		いずれかの認定を取得している				いずれの認定も取得していない	1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		認定を取得している				認定を取得していない	1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用2.5%の達成		達成している（従業員43.5人以上）、または障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）				達成していない（従業員43.5人以上）、または障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）	1		
	健康経営銘柄への選定、健康経営優良法人認定の取得または横浜健康経営認証（AAAクラスもしくはAAクラスに限る）の取得		選定されている、または認定もしくは認証を取得している				選定されていない、かつ認定および認証を取得していない	1		
合計							126			

※1 評価点は、評価に応じた率（A：10/10、B：8/10、C：5/10、D：2/10、E：0/10）を配点に乗じて算出する。

※2 水辺の活用のビジョンや計画、方針等の作成に関わる業務を行った実績

2 評価に関する補足事項

- 各評価委員の評価点は126点満点とし、各評価委員の評価点の合計点により一位の者を決定する。
- 各評価委員の評価点の合計点により一位の者が2者以上となった場合は、評価委員会において採択を行い、最上位を決定する。
- 「業務実施方針等」および「ヒアリング」の項目において、E評価を受けた提案書については、原則として採用しない。